

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 32 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成 27 年寒川町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年寒川町条例第 7 号)による重度障害者等の医療費の助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成 7 年寒川町条例第 7 号)による小児の医療費の助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成 3 年寒川町条例第 23 号)によるひとり親家庭等の医療費助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)

第 3 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、前条第 1 項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他地方税に関する法律に基づく寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律 192 号)に規定する国民健康保険

被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）、寒川町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年寒川町条例 8 号）に規定する後期高齢者医療保険被保険者の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者福祉手帳又は児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者等の資格に関する情報（以下「障害福祉関係情報」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する自立支援医療受給者の資格に関する情報（以下「自立支援関係情報」という。）とする。

2 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、前条第 2 項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に規定するひとり親家庭等医療費の助成対象者の資格に関する情報及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

3 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は、前条第 3 項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報及び児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

（補則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。